

秋田県交通死亡事故抑止継続市町村表彰要綱

第1（趣 旨）

この要綱は、秋田県表彰規則（昭43. 秋田県規則第20号）第4条第13号の規程により、県民の交通安全に対する意識と交通道德の高揚を図るため、交通安全対策を積極的に推進し、交通死亡事故発生の抑止を一定期間継続している成績優秀な市町村に対し、知事が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

第2（表 彰）

- 1 表彰は、別表に定める交通死亡事故抑止基準（以下「基準」という）を達成した市町村に対し、その都度表彰状を授与して行う。
- 2 前項の表彰状を授与する場合には、記念品を合わせて授与することができる。

第3（基準日数の算定）

基準日数の算定は、市町村における前回の交通死亡事故発生の翌日から起算するものとする。
ただし、高速道路交通警察隊の管轄する高速自動車国道等における事故については除外する。

第4（表彰の時期）

表彰は、第2に定める基準の達成後、速やかに行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、すでに基準を達成している市町村については、次の直近の基準を達成したときから適用する。
- 3 この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

別表

交通死亡事故抑止基準

市 町 村	抑 止 基 準
秋 田 市	365日・730日・1000日・以後500日ごと
そ の 他 の 市	730日・1000日・以後500日ごと
人口1万人以上の町村	1000日・以後500日ごと
その他の町村	1500日・以後500日ごと

（注1）交通死亡事故とは、交通事故の発生から30日以内に死亡した事故をいう。

（注2）交通死亡事故の発生の有無は、発生場所による。